

---

---

書 評

---

---

# 少年法における「実務の技」を知る： 河原俊也編著『ケースから読み解く 少年事件—実務の技—』の紹介

丸 山 雅 夫

## 1 本書の意義と構成

少年法が管轄する非行少年（犯罪少年，触法少年，虞犯少年〔少3条1項各号〕）の圧倒的部分を構成する犯罪少年は，成人犯罪の場合と同様，刑訴法上の専門の捜査機関（警察および検察）によって発見される。犯罪少年の発見過程（捜査段階）については，少年法が明示する特則のほか，国家公安委員会規則である犯罪捜査規範および少年警察活動規則，さらには警察庁次長通達の「少年警察活動推進上の留意事項」において多くの特別扱いが具体化されているが，基本的には，刑訴法にもとづく犯罪捜査に関する条文（刑訴189条以下）が適用ないしは準用される（少40条参照）。また，犯罪少年の刑事裁判および刑事処分（科刑）についても，それぞれ重要な例外や特別扱いが認められてはいるものの，通常の刑事事件を念頭に置いてイメージすることは特に困難でなく，「何が，どのように行われているか」が全く分からないというまでのものではない。特に，少年の刑事裁判手続と少年の刑事処分については，武内謙治編著『少年事件の裁判員裁判』（2014年，現代人文社），本庄武『少年に対する刑事処分』（2014年，現代人文社）に代表される，有益な著作が見られ，十分な示唆を受けることができる。

これに対して，家庭裁判所に係属した後の少年保護事件の扱い（特に調査過程と審判過程）については，少年法の明示する健全育成の目的（少1条）と，それを受けた少年の情操保護（少審規1条）や同一性推知情報の公表禁止（少61条）などとの関係で，外部からは全く窺い知ることのできない状況が存在している。そのた

め、社会においては、成人の刑事事件に関する知識（見聞）を前提として、少年法を「少年用の刑法」と考えたり、少年審判を「少年用の刑事裁判」としてイメージする人も多く、そうしたイメージがいわゆる厳罰化論等に直結させられている現実がある。また、少年法の条文を丁寧に読む努力を惜しまない人にとっても、そこから具体的な内容や運用がただちに分かるというわけでもない。たとえば、「懇切を旨として、和やかに行う」とされる少年審判の条文（少22条1項）も、それを読んだだけで具体的な審判のあり方を想像することは不可能である。こうした事情は、法学部や法科大学院において少年法の講義を担当している者にとっても同様であり、家庭裁判所内での実務の状況を解説する際には、常に「心許ない」思いをいだかされているところである。

こうした状況のもとで、このたび、河原俊也編著『ケースから読み解く少年事件—実務の技—』（2017年、青林書院、A5版、本体4,200円）が公刊されることになった。本書（全10章339頁）は、具体的な事例を共通の題材（[ケース]）として、家庭裁判所に事件係属した犯罪少年が、少年法の枠内でどのように扱われていくかを詳細かつ分かりやすく解説したものである。それぞれの段階のいずれについても、家庭裁判所に勤務経験のある裁判官（1章、2章、4章～8章）、家庭裁判所調査官（3章）、少年鑑別所長および法務省矯正局少年矯正課職員（9章）、保護観察所長（10章）の立場から、実際の現場経験を前提として、「どのような点を重視して」、「何を求めて」犯罪少年に向き合っている（向き合うべき）かが具体的に明らかにされ、まさに「現在の少年事件実務家の知恵と技法」（本書の帯）が披露されている。また、すべての章に印象的で興味深いコラムが付されている。こうした書物は、長いこと待ち望まれていたものであり、きわめてタイムリーで有意義なものである。さらに、後述するように、本書は、多くの場面で、さまざまな立場の人々にとっても、有益に活用できる内容のものでもある。以下、若干のコメントとともに本書の概要を紹介したうえで、改めて本書の意義と活用方法について述べることにしたい。

## 2 本書の概要と若干のコメント

(1) 第1章「少年事件の流れと基本的な考え方」（5頁～31頁）では、本書における叙述の前提として、「凶悪な犯罪者は痛い目に遭わせる必要がある」とする近時の有力な主張（少年法の理念のひとつである教育的機能・保護原理の対極にある威嚇

〔書評〕 少年法における「実務の技」を知る：河原俊也編著『ケースから読み解く少年事件—実務の技—』の紹介

抑止論)の存在を明確に意識しながら、歴史的に形成されてきた少年法の理念と目的を明らかにしたうえで、ふたつの理念(教育的機能と司法的機能)の適切なバランスという観点から、保護と教育の意義と内容が再確認されている。その後、少年保護事件の対象(少年年齢と非行概念)が概説され、家庭裁判所の受理から始まる少年保護事件手続の一連の流れ(受理経路、調査、観護措置、審判手続、終局決定、試験観察、抗告審)の概要が示されている。また、それぞれの段階での重要な論点を抽出して概説することで、本書全体をオーヴァー・ビューするものとして構成されている。そのうえで、「教育的機能と司法的機能……との調和を図るべく、特に裁判官の適切なバランス感覚が問われている」(29頁)と結論づけられている点が非常に印象的である。こうした認識は、裁判官に限らず、本書全体を通じて一貫しているものであり、実務における確固とした信念を感じさせるものである。また、同様のことは、少年法研究者においても広く共有されているものであり、非常に心強いものを感じさせる。

本書で扱われている共通〔ケース〕は、2回の前歴(万引きによる審判不開始決定とオートバイ盗による不処分決定)を有する高校中退の年長少年(行為時18歳)の特殊詐欺行為に対する詐欺保護事件で、観護措置がとられた後、詐欺の故意の不存在を理由として否認したものの第1種少年院送致決定(処遇通告：短期間)が言い渡され、抗告棄却の後に再抗告の申立てなしに終局したというものである。第2章以下で、この〔ケース〕の分析を通じて、主として家裁係属後の少年事件の具体的な扱いが明らかにされている。

(2) (i) 第2章「観護措置」(33頁～74頁)では、一般に「観護措置」の名称で実務上定着している収容観護(少年鑑別所送致〔少17条1項2号〕)について、その目的と機能(身柄拘束を手段とする、調査・審判への出頭の確保と罪証隠滅の防止、少年の心情の安定と情操の保護、行動観察と心身鑑別)に続いて、充足すべき要件(事件の係属、審判条件の具備、審判に付すべき事由についての嫌疑の存在、審判を行う蓋然性、観護措置の必要性)が詳述されている。そして、〔ケース〕の具体的な分析との関係で、特に少年事件に特有の心身鑑別の必要性の判断に際して重視される積極的な考慮要素として、非行の内容と種類、過去の非行歴等、性格上・資質上の問題点の有無、生活状況等が示される一方で、少年の年齢・心身の状況、少年の被る社会的不利益が消極的考慮要素として指摘されている。さらに、観護措置に先行する捜査段階での扱いとして、観護措置をとる時期、逮捕・勾留手続等における少年事件の特徴が具体的に示されている。その後、観護措置の期間と特別更新に関する解説の

後、観護措置決定の手続と決定後の手続が具体的に明らかにされるとともに、理論的な論点として、観護措置の単位、再度の観護措置、観護措置の効力とその消滅、異議の申立てについて解説されている。

これらによって、捜査段階における少年の身柄拘束の例外性（「やむを得ない場合」の勾留状発布と成人との取扱いの分離〔少48条、49条〕、勾留に代わる観護措置〔少43条・44条〕）の内容、観護措置中の対応（接見交通等、余罪の取調べ、余罪による逮捕・勾留）が明らかにされる一方で、成人犯罪者との扱いの共通性（被疑者国選弁護人）が明らかにされている。これによって、身柄拘束における成人事件と少年事件の扱いの具体的な異同とその理由が浮き彫りになっている。また、特に観護措置期間との関係では、2週間を原則として1回の特別更新を認める規定ぶり（17条3項）にもかかわらず、実務では4週間（1回の特別更新）を前提とする運用が確立していることを知ることができる。

(ii) 第3章「社会調査」（75頁～118頁）では、家裁裁判官による法的調査（送致記録にもとづいて非行事実の存在についての心証を形成する〔条文上の根拠はないが実務上は当然のものとして〕）の後に調査官に命じられる社会調査（少8条）について、その具体的な内容が明らかにされている。調査官調査においては、少年に最適な処遇を与えることによって「健全な育成を期」するために（少1条）、少年の性格上・環境上の問題性（要保護性）を可能な限り明らかにすることが要請されている。そのため、調査の対象や調査項目には限定がない（少8条・9条、少審規11条）。また、調査方法は、少年と保護者に対する面接が中心となるが、その方法にも限定はなく、他の機関に援助や協力を求めることができるし（少16条）、被害者調査も重視される。〔ケース〕を素材とする調査の時系列的な具体的内容について詳細を述べることはできないが、本章を一読すれば、わが国の家庭裁判所の機能を支えていると言われ、海外からも高く評価されている調査活動について、その実態（少9条の規定する調査方針の具体化）が手に取るように分かるようになっている。さらに、少年鑑別所による心身鑑別（詳細は第9章で言及される）の結果と共働して作成され、書面で裁判所に提出される報告書（少年調査票）の記載内容（「本件の非行」欄、「家庭」欄、「生活史」欄、「学業・職業関係、校友関係等」欄、「性格、心身の状況等」欄）のほか、記載が義務づけられている処遇意見（「調査官の意見」欄〔少審規13条2項〕）に至るまでの検討過程を容易に理解することができる。

以上のところから、社会調査は、人間諸科学を総動員した科学的調査（少9条）として行われていることが分かる。なかでも、調査面接が「家庭裁判所の教育的機

〔書評〕 少年法における「実務の技」を知る：河原俊也編著『ケースから読み解く少年事件—実務の技—』の紹介

能の中核に当たる」という指摘は（114頁）、調査官調査の本質を衝いており、印象的なものである。調査の結果、家裁に係属した非行少年の約35%が、「審判に付することができず、審判に付するのが相当でない」ことを理由とする審判不開始決定（少19条1項）によって、法的介入から完全に離脱していくことになる（いわゆるダイヴェージョン）。こうした事実は、調査における事実上の働きかけが実効的な処遇でありうることを示すものであり、「少年保護事件はその全過程において処遇である」と言われる所以でもある。

（3）（i） 現行少年法の制定当初は、少年保護手続の目的として要保護性の解明と解消に重点が置かれ、非行事実の存在は審判条件のひとつにすぎないとする見解（人格重視説）も強かった。少年事件の圧倒的大部分を自白事件が占め、事実認定に特段の困難がなかったことも、このような理解の背景にあったように思われる。しかし、非行事実認定は、要保護性認定の前提であることから、近時の少年保護事件手続においては、非行事実認定が重要視される傾向（非行事実重視説）が顕著である。こうした観点から、第4章「否認事件での事実認定」（119頁～155頁）では、否認事件を想定した〔ケース〕を手がかりとして、否認事件の認知からはじまり、検察官関与の可能性を含めて、審判関与者（特に弁護士付添人の役割）、審判の準備（記録の閲覧・謄写、事前打合わせ、証拠調べの範囲、証拠法則、補充捜査）、審判期日での手続（冒頭手続、非行事実認定の審理手続）、非行事実の認定（認定時期、認定資料、心証の程度、非行事実の認定替え）のあり方について、成人刑事事件と少年保護事件の異同を中心として詳細に解説されている。

本章の解説を通じて、少年審判の原則的形態（職権主義的審問構造）と刑事裁判の形態（当事者主義的対審構造）との相違を前提として、少年審判の非方式性と非公開の原則（少22条）のもとでの具体的な実務（運用）が分かるだけでなく、少年が審判に出席しなければ審判を開けないこと（少審規28条3項）の意味などが理解できる。他方、未特例を含む判事補の単独関与（少4条、裁31条の4第1項）が認められることの根拠や、事実認定困難事案に対処するために2000年改正で導入された裁定合議制（裁31条の4第2項1号）および検察官関与と国選付添人制度の導入（少22条の2、22条の3）、被害者への配慮の観点から2008年改正で導入された被害者等傍聴制度（22条の4）について、本章でもう少し踏み込んだ解説があってもよかったように思われる。

（ii） 少年保護事件は、調査段階において非行事実の心証形成（法的調査）と要保護性の解明（社会調査）が行われた後、審判段階で、非行事実と要保護性の内容

が確定され、要保護性を解消するための最適な処遇が選択されて終局する。第5章「処遇選択」(157頁～193頁)においては、終局決定の種類(審判不開始[少19条]、不処分[少23条]、児童福祉機関送致[少18条]、検察官送致[少20条]、保護処分[少24条])に言及したうえで、少年処遇の中核をなす保護処分(保護観察、児童自立支援施設・児童養護施設送致、少年院送致[少24条1項各号])の概要が解説されている。そのうえで、処遇選択における考慮要素(要保護性、非行事実ほか)が分析されるとともに、処遇選択における具体的問題(共犯者間の処分の均衡、虞犯少年の少年院送致、段階的処遇)が言及されている。これらのほか、とりわけ少年事件に特徴的な処遇勧告(少審規38条2項)による処遇の多様化(一般短期保護観察、交通短期保護観察など)と保護的(教育的)措置による事実上の処遇、さらには試験観察(少25条)の内容と機能が紹介されている。そのうえで、第1種少年院送致決定(短期間の処遇勧告)での終局を想定した[ケース]について、処遇選択に当たって重視された考慮要素とその評価のあり方が分析されている。

処遇選択においては、従来、非行事実と要保護性の関係に重点を置いて議論されてきた。しかし、近時では、それ以外の考慮要素として、被害弁償や被害者の宥恕、少年・保護者の納得、社会防衛的配慮といった要因にも言及されるようになってきている。また、処遇勧告による処遇の多様化や保護的措置による事実上の処遇的效果の承認のほか、試験観察の積極的利用の可否等が議論されている。本章においては、こうしたさまざまな観点から、実務のあり方が示されており、処遇選択の動的側面がよく分かるものとなっている。

(iii) 第6章「特殊事件」(195頁～226頁)においては、2000年の少年法改正で導入された「原則検察官送致事件」(20条2項)の意義と運用(刑事処分の相当性、保護不能と保護不適の関係、刑事処分以外の措置の相当性、原則検察官送致の意味と検察官送致の手続等)とともに、少年刑事裁判における55条移送について、先行研究にもとづいて詳細な分析が行われている。いずれにおいても、中心的な概念である刑事処分相当性と保護処分相当性の内容と相互関係について、実務の考え方や運用(20条2項ただし書きの検討における特段の事情ないし二段階考慮)がよく分かるものになっており、きわめて興味深い。それに続いて、外国人事件における事案の特殊性と実務の特徴的運用(通訳人の確保等、領事関係に関するウィーン条約等、退去強制事由のある外国人少年、一時的に滞在している外国人少年)が明らかにされ、交通事件についても、その運用の特徴(事件送致、インテークないし処理基準、集団審判、否認事件の審理、処遇)が明らかにされている。ただ、本書で扱っている[ケース]はこ

〔書評〕 少年法における「実務の技」を知る：河原俊也編著『ケースから読み解く少年事件—実務の技—』の紹介

これらの特殊事案のいずれにも当たらないものであることから、特に本章では[ケース]への言及は見られない。

他方、第7章「被害者への配慮」(227頁～248頁)においては、刑事司法全体との関連のなかで、捜査段階、家裁送致後、審判結果後のそれぞれの段階における被害者への配慮について、[ケース]を前提としながら、配慮すべき事柄や留意点、配慮の方法、配慮の制度的担保について明らかにされている。特に、2000年改正以降に認められることになった、記録の閲覧・謄写(少5条の2)、意見の聴取(少9条の2)のほか、第4章ではほとんど言及されることになかった被害者傍聴(少22条の4)についても詳細な解説が見られる。被害者との関係では、本章を読んだ後に、それぞれ関連する場面(章)を振り返ることが有用である。

(4) (i) 少年保護事件では、少年側に保護処分決定に対する抗告が認められる(少32条)とともに、事実認定困難事案における検察官関与事件では、事実認定に関して検察官に抗告受理の申立てが認められている(少32条の4)。第8章「抗告審」(249頁～275頁)においては、実務において圧倒的多数を占める少年側からの抗告([ケース])を中心として、抗告の対象(対象になりうる決定となりえない決定)、抗告理由(決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認、処分の著しい不当)、異なる保護処分・刑事処分を求める抗告の可否、抗告権者、抗告手続(申立期間、申立方法)、原裁判所・抗告裁判所の手続、抗告の効果(保護処分決定の執行停止の有無、付随決定に対する効力)、抗告権の放棄・抗告の取下げ、抗告審の審理、抗告審の裁判、差戻し・移送後の審判、不利益変更の可否、の実務動向が明らかにされた後、2000年改正で導入された抗告受理の申立ての趣旨と実務(理由、対象、手続、受理・不受理決定)が言及されている。

(ii) 第9章「少年矯正」(277頁～302頁)においては、少年院・少年鑑別所の成立と少年院法・少年鑑別所法の成立(2014年)過程が説明された後、少年鑑別所での活動(鑑別と観護措置との関係、鑑別、収容審判鑑別の流れと具体的内容、少年院送致決定後の鑑別)の実際が説明されている。また、第1種少年院送致を想定した[ケース]との関係で、少年院の基本的な制度設計の概要(少年院の種類、矯正教育課程、少年院矯正教育課程、個人矯正教育課程、処遇の段階)が説明された後、[ケース]にもとづいて、矯正教育の具体的内容(生活指導、職業指導、教科指導、体育指導、特別活動指導)が詳細に言及されるとともに、社会復帰支援、保護者に対する協力の求め、退院・仮退院について説明されている。本章の説明によって、「少年用の刑務所」であるかのようなイメージ(厳罰化論と直結しやすい感覚)を持たれがちな

少年院における「矯正教育」の理念と現状を知ることができ、不適切なイメージが払拭されるはずである。

少年処遇（保護処分）の中核をなす保護観察処分についての解説は、本書の想定[ケース]が第1種少年院送致決定であったことから、第5章と第9章ではごく簡単な言及にとどめられ、第10章「少年に対する更生保護」（303頁～332頁）における詳細な説明に譲られた。その理由は、保護観察は、少年法上の保護処分以外にも主要な3類型（少年院仮退院者、仮釈放者、保護観察付執行猶予者）があり、それぞれが同じような扱いを受けるものだからである。そこで、本章では、少年院を仮退院した[ケース]にもとづいて、保護観察の具体的内容（実施者、実施期間、実施方法、遵守事項、段階別処遇と類型別処遇、良好措置・不良措置、その他の措置）が説明された後、生活環境の調整と仮退院審理について言及されている。

こうした具体的な少年矯正に続いて、遅ればせながら法務省も本腰を入れるようになった少年の更生保護の新たな動きとして、就労支援、住居支援、福祉支援、社会貢献活動、薬物事犯者対策が概説されるとともに、少年の更生保護における課題として、少年矯正との一層の連携、地域を基盤とする多機関連携の一層の強化、SNSに着目した処遇、更生保護におけるアセスメントの強化、更生保護に関する理解の促進が言及されている。そのうえで、「犯罪や非行をした人の立ち直りには、『愛と仕事』が重要である」と結ばれている（329頁）。本来であれば、更生保護に関する部分に相当のスペースが割かれてもよかったようにも思われるが、本書の特色が「現に少年事件を担当している裁判官らによる事件処理の知恵、技」（はしがき1頁）にあることからすれば、止むを得ないものであったと言えよう。

### 3 本書の効果的な活用に向けて

以上、やや詳細に紹介したところからも明らかなように、本書を一読すれば、家裁送致後の少年保護事件手続の流れと内容、そして実務の動向が生き生きと分かる。その意味で、本書は、その目的を十二分に達成しえている。もっとも、本書の内容は、少年事件の現場を担当する者（付添人を除く）にとっては、あまりにも自明のことばかりであるかもしれない。他方、それ以外の人々にとって、本書は、家庭裁判所を中心に社会の目からは閉ざされた形で進行する少年保護事件手続について、「なぜ閉ざされている必要があるのか」、「何を目指して」、「どのように手続が進行していくのか」、「現場では何を重視し、何に心を砕いているのか」といった要



〔書評〕 少年法における「実務の技」を知る：河原俊也編著『ケースから読み解く少年事件—実務の技—』の紹介

点を、分かりやすく具体的に理解させてくれるものである。そして、この点との関係で、本書の有効な活用を考えることができる。

第1に、社会一般の人々にとっては、本書を読んで少年保護事件手続の実際を具体的に知ることによって、単なる思い込みや印象論だけで少年事件や少年法を安易に語る事がなくなるはずである。この点との関係では、2007年のいわゆる国民投票法の制定を契機とする民法の成年年齢の引下げ論に続いて、少年法適用年齢の引下げの動きが見られるが、少年非行の悪化という印象論を根拠としたり、「少年であっても、犯罪者は厳しく処罰すべきだ」（いわゆる厳罰化論）といった主張がなされがちな傾向が見られる。少年法適用年齢が18歳未満に引き下げられた場合には、現在の年長少年（18歳・19歳）による犯罪は、ただちに「成人」刑事事件として扱われることになるため、18歳・19歳は少年法の枠から完全に排除される。この方向に賛同するかどうかの結論は別にしても、18歳・19歳の犯罪者が現行少年法の枠内でどのように扱われているかを知ることなしに少年年齢の引下げを論じることは、議論のあり方として適切なものとは言いがたい。本書を読んで、18歳・19歳を含めた犯罪少年に現行少年法がどのように対処しているのか、犯罪少年が成人犯罪者と異なる扱いを受ける根拠は何に求められるかを正確に知ることによって、はじめて冷静な議論と適切な判断が可能になる。その結果、引下げの賛否にとどまらず、18歳・19歳の犯罪（者）にどのように向き合っていくべきかの議論に進むことができる。この点だけからしても、社会一般に対する本書の意義は明らかである。

第2に、そしてこれがより重要であるが、本書は、少年事件に付添人として関与する（可能性のある）弁護士の資質向上にとってきわめて役に立つものである。少年保護事件における付添人の関与率は、1990年代のはじめには1%にも満たなかったものが、現在では22%を占めるまでになり、付添人のうちの99%を弁護士が占めている。さらに、数次の少年法改正（2000年、2007年、2008年）によって、国選付添人事件および必要的付添人事件の範囲が拡張され、弁護士付添人の役割に大きな期待が寄せられる状況が生じている（丸山雅夫「少年事件における弁護士付添人の関わり」南山法学41巻3・4号〔2018年〕225頁以下）。こうした状況のもとで、弁護士付添人の資質向上がきわめて重要な課題として認識されているところである（廣瀬健二「付添人の役割と課題」総合法律支援論叢3号〔2013年〕1頁以下）。それにもかかわらず、裁判官を中心として、少年事件付添と成人刑事弁護との差異等に理解不足な弁護士が少なくないといった、批判的な意見が根強く存在していることも否定

できない（高麗邦彦ほか『少年審判の傍聴制度の運用に関する研究』司法研究報告書64輯1号〔法曹会，2012年〕263頁，佐藤英彦「少年審判手続における弁護士付添人の役割論再考」家庭の法と裁判3号〔2015年〕21頁）。その原因としてはさまざまなものが考えられるが，大学や法科大学院で少年法関係の講義の開講実績が少ないことや，少年法が司法試験の受験科目になっていないこと，さらには司法試験合格後も，家庭裁判所における短期間の実務研修を経るだけで弁護士登録をしなければならないことが挙げられよう。しかし，現時点においては，期間を含めて司法試験合格後の実務修習の内容を充実させる以外には，最善の策としての「制度的に解決する方策」は想定できず，実際の事件を通じて「経験を積みながら学んで」自らが資質を向上させていく以外にはないと思われる。そうした大きな限界のなかで，少年保護事件（手続）の現実を実務の観点から分かりやすく教えてくれる本書は，心強い味方となる。少年事件を経験する前（際）に本書を読んで臨めば，何らの不安もなく適切に少年事件に取り組むことができるはずである。